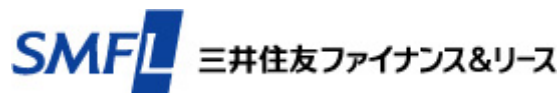


# 新リース会計基準のご案内



## 1. はじめに

現行の「リース会計基準」では、所有権移転外ファイナンス・リース取引は、一定の注記を条件に「賃貸借処理」を行うことが認められています。一方、国際会計基準では、「売買処理」を行うこととされているため、企業会計基準委員会において、国際的な会計基準の統合を背景に「リース会計基準」を見直しの対象とし、産業界や公認会計士の代表委員等を交え4年間に亘る協議・検討がなされました。

結果、2007年3月30日に企業会計基準委員会より「リース取引に関する会計基準」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（以下、「新リース会計基準」）が公表されました。

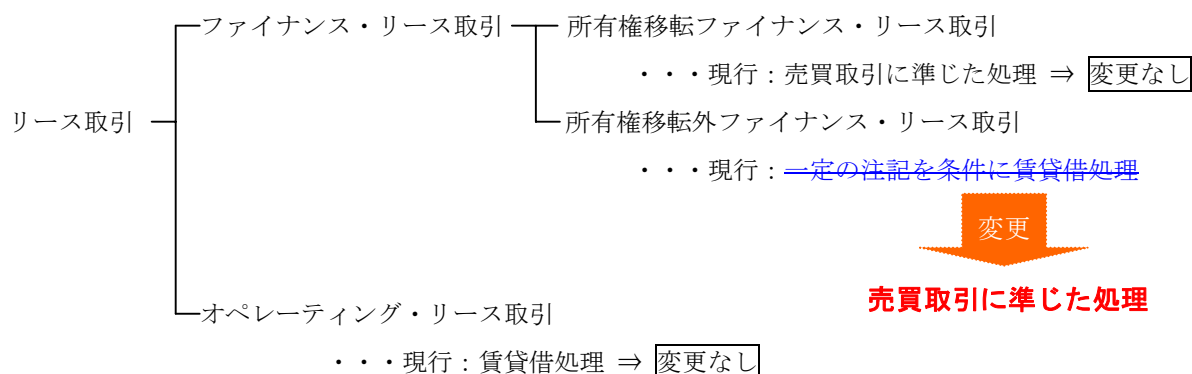
また、同日、「所得税法等の一部を改正する法律」の公布により、リース取引関連税制についても改正されました。

本資料では、「新リース会計基準」及び「リース取引関連税制」の概要を以下にご説明致します。

## 2. 新リース会計基準の概要

### (1) 新リース会計基準のポイント

現行の「リース会計基準」では、所有権移転外ファイナンス・リース取引は、一定の注記を条件として、通常の賃貸借処理を行うことが認められていましたが、「新リース会計基準」では賃貸借処理が廃止され、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととなります。

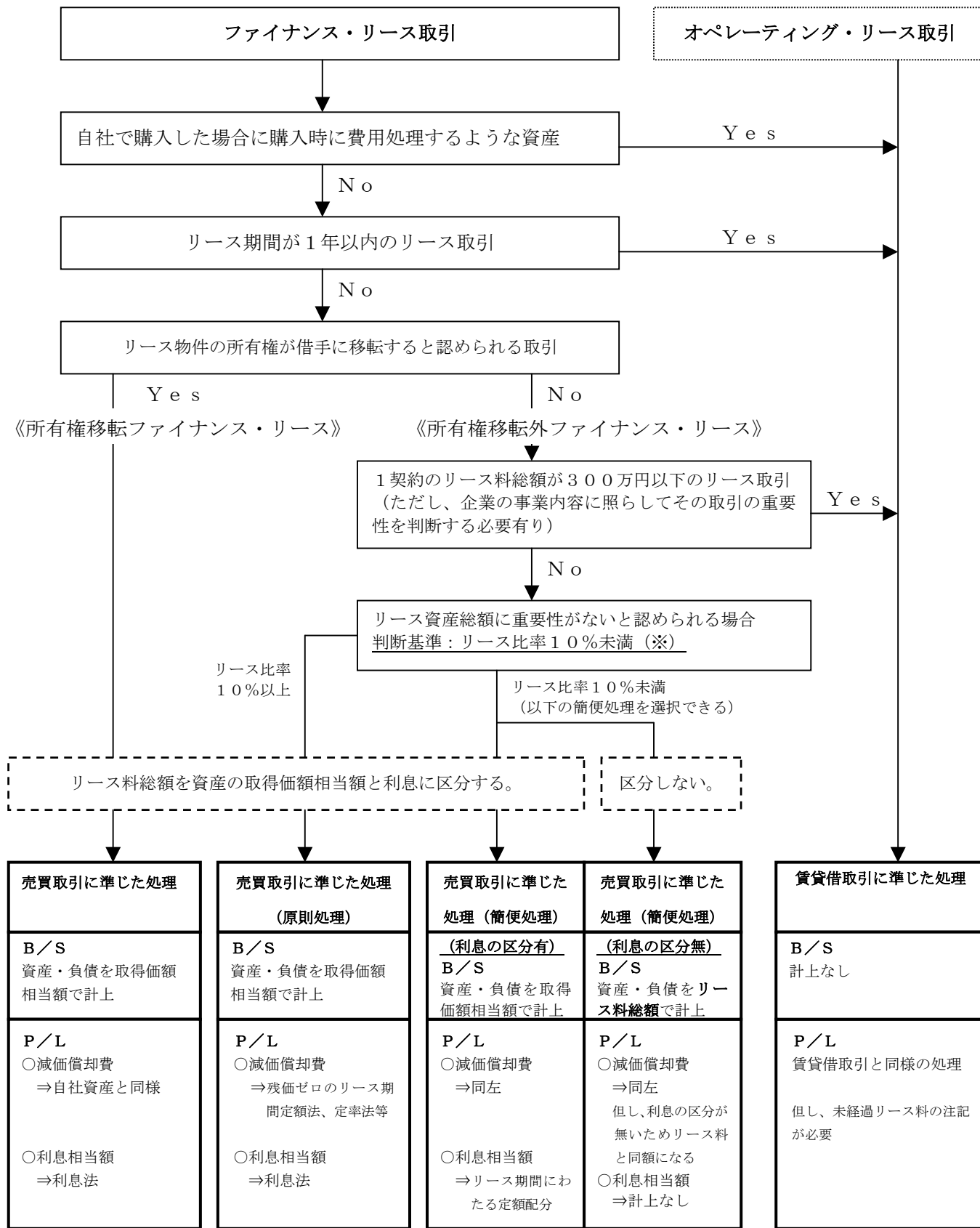


ファイナンス・リース取引とは、次の①もしくは②を満たすリース取引です。

- ① リース料総額の現在価値  $\geq$  見積現金購入価格の90%
- ② 解約不能リース期間  $\geq$  経済的耐用年数の75%

(2) リース取引の会計処理フローチャート

ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の区分に応じて、会計処理方法及び開示方法が次の通り定められています。



(※) 
$$\frac{\text{未經過リース料の期末残高}}{\text{未經過リース料の期末残高} + \text{有形・無形固定資産期末残高}} < 10\%$$

### (3) 適用対象

新リース会計基準には明記されていませんが、現行のリース会計基準は証券取引法に基づく財務諸表について適用されること、及び、会社法上、会計監査人を設置する会社における監査人は会計基準に基づき監査することが想定されることから以下の会社が適用対象になるものと考えられます。

#### ①証券取引法の適用を受ける会社（※）並びにその子会社及び関連会社

※上場会社、社債・CPなどの有価証券発行会社、株主数が500以上の会社

#### ②会計監査人を設置する会社（※）及びその子会社

※会社法上の大会社（資本金が5億円以上、もしくは負債総額が200億円以上の株式会社）、及び任意に会計監査人を設置する会社

### (4) 中小企業等への適用について

**中小企業**（上述の適用対象に該当しない会社）への適用に関しましては、関係4団体（日本税理士連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会）において「中小企業の会計に関する指針」のリース関連箇所が改訂される予定です。

なお、この指針の**借手の会計処理**に関しては、現行の取扱い同様、**賃貸借処理が認められる見込みです**。

（但し、重要性のある場合は未経過リース料の注記を求められる見込みです。）

### (5) 適用時期

平成20年（2008年）4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用することとされています。但し、四半期財務諸表に関しては、平成21年（2009年）4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度に係る四半期財務諸表から適用することとされています。（早期適用も可）

### (6) 適用開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について

リース取引開始日が、会計基準適用初年度開始前のリース取引については、従来と同様の注記を条件に、引き続き賃貸借処理を適用することが可能です。

## 3. リース取引関連税制の概要

### (1) リース取引関連税制のポイント

リース取引について、以下のとおり規定されました。

①所有権移転外ファイナンス・リース取引は、**売買取引とみなす**こととなります。（法人税法第64条の2）

②所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の賃借人（お客様）における償却方法は、**リース期間定額法**（リース期間を償却期間とし、残存価額をゼロとする定額法）となります。

（施行令第48条の2第1項第6号）

③上述の中小企業や「少額な資産」、「短期」のリース取引については、所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃借人（お客様）が賃借料として経理した場合においても、これが**減価償却費として**取り扱われ、損金算入が可能とされています。（施行令第131条の2第3項）

### (2) 適用時期

平成20年（2008年）4月1日以後に締結するリース契約に係る所有権移転外ファイナンス・リース取引について適用することとされています。

#### 4. リース取引の変わらぬメリットについて

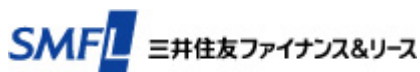
**今回のリース会計基準改訂及びリース取引関連税制の改正によりまして、引き続き、リース取引はお客様の多様なニーズにお応えすることができます。**

リース取引を利用することによるオフバランスのメリットは一部無くなることとなりますが、お客様が求められるリース取引のメリットは、資金調達手段の多様化、法的には所有権がリース会社にあることによる物件管理業務・固定資産税の納付・保険料の支払業務・法令に則った物件の処分業務などのアウトソーシング等、オフバランス以外にも多岐に亘っていますので、新基準の適用によるリース取引のメリット低下は、極めて限られたものと考えております。

**特に弊社が強調したいポイントを以下に記載させていただきます。**

- ① 今回のリース会計基準の改訂は中小企業に何ら影響しません。(上記2.(3)、(4)参照)
- ② 「新リース会計基準」の適用対象となるお客様(上記2.(3)参照)につきましても、リース資産総額に重要性がないと認められる場合には、簡便的な会計処理が認められます。  
この場合、「リース期間定額法」にて減価償却費を算定することにより、費用計上額、損金算入額ともに現行の「リース会計基準」に基づき賃貸借処理した場合と比べ、差異は生じません。
- ③ 契約の多数を占める1件3百万円以下のファイナンス・リース取引は、賃貸借処理が維持されます。
- ④ お客様が物件を取得され、平成19年(2007年)4月から適用が開始された「新定率法」により減価償却費を算定した場合、資産簿価と固定資産税の課税標準額を二重に管理する必要が生じますが、リースを活用した場合、これらの煩雑な事務を削減することができます。
- ⑤ その他、事務の合理化、陳腐化リスクの回避(実質的に早期償却が可能)、コスト把握が容易等のリース取引特有のメリットは今後も活かされます。

なお、ご不明な点等ございましたら、弊社の担当者までご質問・お問合せください。



<http://www.smfl.co.jp/>

- ・本資料は、新リース会計基準の概要をご理解頂くことを目的として、専門用語を平易な表現に改めて作成しております。
- ・リース会計基準に関する会計・税務処理は、監査法人等とご相談・ご確認のうえ、貴社のご判断にてお取り進めくださいますようお願い致します。